報告第１４号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月１３日提出

石垣市長　中　山　義　隆

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月５日

石垣市長　中 山　義 隆

1　事故名

草刈り作業中の飛び石による車両損傷事故

2　相手方

石垣市字石垣 936 番地 1

有限会社　サキシマリサイクルプラザ

代表取締役　当銘　明美

3　事故発生年月日

令和 8 年 9 月 24 日

4　事故発生場所

石垣市浜崎町 3 丁目 4 番地（石垣港ターミナル駐車場）

5　事故の概要

上記日時及び場所において、本市職員が草刈り機を用いた草刈り作業を行っていたところ、飛び石が発生し、駐車中の相手方車両の窓ガラスを破損させたものである。

本件事故について、本市は、現場確認を行うとともに、相手方と賠償内容について調整を行った結果、車両の修理費用を賠償することで協議が整ったため、損害賠償金として、68,420 円を支払うものである。

6　損害賠償額

68,420 円